

第 9 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

期日：平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日（火）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成15年10月28日午後2時開会

△開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第9回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

それでは、まず、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

まず、「会議次第」、そして「第9回鹿児島地区合併協議会」と表紙に書いてございます資料、またその資料に挟み込んでございます、色刷りでございますが、「フェリー助成の激変緩和策」という表題の資料、そして「別紙」としてありますが、「新市まちづくり計画」、そしてそれに挟み込んでございます「新市まちづくり計画に係る主な事業（抜粋）」という表題の資料、そしてA4横長の資料でございますが、「議案関係資料」といたしまして、第37-2号と第38-2号の計2部、また「配付資料の訂正について」という表題の資料、そして本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでございますでしょうか。

△会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長でございます鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、こんにちは。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第9回の鹿児島地区合併協議会になりますが、委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をご出席を賜りまして心から感謝申し上げます。

さて、第1回の合併協議会を開催したのは本年1月31日でございます。以来約9カ月を経過をいたしまして、今回で第9回の協議会を迎えたところでございます。

今回の協議会で、当初予定をしておりました協定項目のすべてを提案をいたすことになります。

これまでの合併協議の経過を振り返ってみますと、おおむね当初のスケジュールどおり

の協議ができ、順調に進められてきたと、そのように考えております。

また、1市5町それぞれにおかれましては、住民の皆さんの合意の上に立った議論を行うことに努力をしていただく中で協議を重ねてまいりました。この間の委員の皆様方のご協力・ご尽力に改めて心からの感謝を申し上げたいと存じます。

さて、本日の協議会におきましては、合併後の新市のまちづくりのマスタープランの役割を果たす市町村建設計画と敬老パス等にかかわる議案を提案をいたしますが、いずれも合併に当たって最も重要な議案でございます。そしてまた、住民の皆さんにとっては極めて日常生活に関心があり、そしてまた、新しいまちの将来を考えていただく上で非常に関心の深い議案であろうかと存じます。

合併後の市民生活の向上と、そして一層飛躍するまちづくりを進めていくために、委員の皆様方の各面からのご協議を賜りたいと存じます。

委員の皆様方には、これまでもいろいろとご苦勞をおかけしてまいりましたし、またこれからもおかけをすることと思っておりますが、どうぞ最後まで協力を賜りますようお願いを申し上げて、甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

△議 事

△第42号議案 交通関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 本日の会議の進め方については、お手元に「会議次第」としてお配りをしてございますので、この順序に従って会議を進めてまいりたいと思います。

それでは、早速ではございますが、会議次第の3、議事に入ります。

まず、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案につきましては、前々回の第7回合併協議会で提案をいたしておきまして、前回の協議会でご協議をいただいているものでございますが、本日は、「フェリー助成の激変緩和策」という表題の参考資料を配付させていただいておりますので、その資料について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、「フェリー助成の激変緩和策」というこの資料についてご説明を申し上げます。

文字が大変小さくて見づらうございますが、ご容赦を願いたいと存じます。

1番目に「代替措置による激変緩和」、そして2番目として「経過措置による激変緩和」という見出しで書いておりますが、この資料は、第42号議案交通関係事業の議案関係資料の中で、項目7「自動車航送料助成」及び項目8「自家用自動車通勤費助成」に係る調整方針（案）の内容をよくご理解いただくための補足的な説明資料といたしまして、企画専門部会において作成をいたしております。

この上の1でございますが、調整方針（案）の中でお示しをいたしておりました割引制度の拡充を行う場合の例でございますが、仮に回数券の割引率を30%に拡充した場合、このようになるというものをお示したものでございます。

なお、割引率を30%と仮定をいたしましたのは、ほかの地区での公営フェリーの例でございますとか、あるいは桜島フェリーにおける現在の自動車航送料の最大割引率などを参考にしたものでございます。

申すまでもございませんが、この割引率はあくまで仮定の数字でございますが、今後、フェリー事業者において慎重に検討がされていくこととなります。

また、下の2でございますが、前回の協議会におきまして、桜島町の委員の方からご要望がございました、経過措置を採用するとした場合の例をお示したものでございますので、これにつきましてはお目通し願いたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、「フェリー助成の激変緩和策」ということでの参考資料の説明を申し上げます。

この議案につきましては、前回の協議会において桜島町の委員の方から、再度持ち帰り、協議したい旨の発言がなされたところでございます。

ただいまの事務局からの説明、そして前回の協議会以降の協議経過等も踏まえまして、まず、桜島町の委員の方から何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

なお、これまでの協議会でもお願いしてきたところではありますが、発言をされる場合は、挙手をしていただきますと、マイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いしたいと思います。

何かございませんか。

○山元委員 この自動車航送料の助成事業については、先ほど議長の方からも説明がありましたように、継続協議ということで、私ども桜島町の特別委員会で10月24日、会を

開催いたしまして、いろいろと委員の皆さん方の意見も伺ったわけでございます。延々として半日、この議案について協議がなされ、いろいろな意見等が出されております。

この交通事業の取扱いについて、桜島町議会特別委員会としての意見を私が集約いたしまして申し上げたいと思います。

まず、本町独自のフェリー助成制度の廃止については、新市としての行政の公平性から十分理解をするものでありますが、そこで、この現行制度にかわる料金の割引制度の拡充について当局の考え方を伺ったところでもありますけれども、現在、桜島フェリーでも最高割引率3割を適用し、実施しているものであります。町民としましても、現在の助成制度に近いもっと高い割引率を希望するところであり、また、委員の中でも、やはり激変緩和措置を含めてこの割引の3割を同時に行うべきではないのかという強い意見等もあったわけでございます。この中で、やはり担当課長の方でも丁寧にこの事業の内容についても説明等がなされまして、委員の中でも理解のできた方もいらっしゃるようでございます。

フェリー事業の経営、採算性を考慮しますと、3割の回数券割引制度が最も適当であるとの特別委員会の全委員の意見も出たわけでございます。この割引の回数券につきましても、今後、フェリー事業者において検討されるということでしたが、きょう参考資料としてここにも出ておりますけれども、これはあくまでも3割の決定じゃなくして、3割になった場合はこのような条件になりますという内容のものであるというふうに考えるわけでございます。

いろいろ議論も続出した中で、委員としても理解をできたところではありますが、この中でも私たちは、権威ある合併協議会の決定方針でありますので、委員の声としては、必ず3割引の回数券制度が合併後の事業者において実現できるものと確信いたしますし、これをぜひ守っていただくのであれば、これに賛成するという意見で集約を行ったわけでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

町議会の合併特別委員会の模様を詳細に、そしてまた代表する形で発表していただきました。

何か答弁が要りますか、山元委員。よろしいですか。

○山元委員 結論は、この会の中では、恐らく当局としてははっきりとしたことは言えないだろうと思いますので、先ほど申しましたように、協議会の権威あるものを信頼して私

たちは賛成するという意味でございますので、よろしいです。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

○藺田委員 同じく第42号議案の交通関係事業についてお尋ねしたいんですけれども、今度鹿児島市が広がるということで、1市5町の合併ということなんですが、バス事業です。鹿児島市交通局のバス事業というものは、現在、今の鹿児島市の範囲内での営業ということになっているんですけれども、新しく市を編入合併しても、路線系統とかその他そのものの鹿児島市交通局の電車なりバスなりの事業というものは、ほかの新しく市になるところには延伸とかそういう形というものはないのかなということが1つ聞きたいことと、もう1つは、コミュニティバスというものが、今の吉田町、松元町、郡山町で民間委託という形でされているんですけれども、これも鹿児島市に編入合併されるのに、民間委託した場合の負担率と、もし交通局が運営した場合の比率というんでしょうか、補助の比率がもし市営の方が低ければ、民間にそのまま委託するのではなく鹿児島市交通局という形で運行する方が妥当じゃないのかなと思うんですけど、吉田町が93%、松元町が78%、郡山町が88%となっているんですけど、もし鹿児島市交通局で計算というか見積もりをとって見たときに安い方ならば、鹿児島市交通局が運行するべきだと思うんですけれども、その辺。2つについてお聞かせください。

○赤崎議長 この問題は直接議題とは関係ありませんけれども、交通専門部会長が答弁をいたします。

○福元交通専門部会長 他の5町への路線バスの新設・延長等は考えていないかということでございますが、現在、5町の中で公営の交通事業を経営しておりますのは桜島町だけでございます。これにつきましては、合併時に統合することといたしております。

他の4町につきましては、現在はそれぞれ民営バスあるいはJRが運行している現状もございますし、また、喜入町を除きまして、コミュニティバスも運行いたしております。

このような現状及び現在の交通事業が置かれております厳しい経営状況などを考慮いたしまして、合併時においては、バス路線の新設や延長といったものは考えていないところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○川原企画専門部会長 コミュニティバスに関してお答えいたします。

コミュニティバスの委託先につきましては、今まで5町の中では3町実施しております

けれども、3町とも事業開始前にはバス事業者から見積もりをとったり、または入札等で運行経費の少ない業者に運行を委託されているところでございます。

合併後におきましても、バス事業者の選定につきましては、交通局も含めまして、各町のこれまでの取扱いを参考にしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

その中で電車も出ましたけれども、これはそう簡単にはいかない。金のものすごくかかる問題ですから、バスとは別の論点でひとつお含みおきいただきと思います。

そのほか何か。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」は、桜島町の委員の方も賛成をするということでございますので、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第42号議案「交通関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第15-2号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(継続協議)

○赤崎議長 続きまして、第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましては、前回の第8回合併協議会で提案をいたしてございまして、各委員においてもご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○神戸委員 原案には賛成でございますけれども、1市5町の農業委員会の会長さんの方から、合併に伴いまして支所となるそれぞれの旧町に支局の設置の要請がされているようでございますけれども、本町としましても、農地法の3条、4条、5条だけをとっても年

間100件ぐらいの申請がある状況でございます。

そういうことから、この件につきましては、それぞれの支所機能の中でまた検討がされていくことだろうと思っておりますけれども、ぜひ前向きに検討をいただきますようお願いをいたしまして、原案賛成といたします。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかは何かございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員会自体としても協議をいただいて、原案どおりの意見を出していただいているところでございますので、お諮りをしたいと思っておりますが、第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第15-2号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

なお、合併後の5町における農業委員会の事務を処理する体制等については、今後、十分に検討していかれるものと思っております。

△第22-2号議案 慣行（都市宣言）の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第22-2号議案「慣行（都市宣言）の取扱いについて」を議題いたします。

資料は9ページでございます。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておきまして、各委員においてそれぞれご検討いただいていると思っておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にございませんので、第22-2号議案「慣行（都市宣言）の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第22-2号議案「慣行（都市宣言）の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第31-2号議案 建設関係事業（公の施設）の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の取扱いについて」を議題といたします。

資料の10ページをお開きください。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておきまして、各委員においてそれぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○長田委員 原案には賛成でございます。

なお、桜島町の「若者いきいき住宅」という特色ある制度があるわけではありますが、本制度については、その制度の特徴をやっぱり生かす中で対応することが大事ではなかろうかと、そのような意見が出されておりますので申し上げさせていただきたいと思います。原案に賛成でございます。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」という者あり〕

○赤崎議長 それでは、お諮りをいたします。

特になければ、第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の取扱いについて」は、原案どおり決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、第31-2号議案「建設関係事業（公の施設）の

取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

なお、長田委員のご意見は今後の参考にさせていただきたいと思います。

△第49号議案 し尿処理事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」を議題といたします。
資料の10ページをお開きいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員においてご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にございませんので、第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第49号議案「し尿処理事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第33-2号議案 一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて

（継続協議）

○赤崎議長 次に、第33-2号議案「一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて」を議題といたします。

資料は12ページでございます。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員においてご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第33-2号議案「一部事務組合等（し尿処理業

務)の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第33-2号議案「一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第50号議案 まちづくり推進組織の取扱いについて(継続協議)

○赤崎議長 次に、第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」を議題といたします。

資料は13ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員ご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○坂口委員 第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」は、原案に賛成でございますが、合併後、地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議を設置することとして、合併までに1市5町の長が協議することとなっておりますが、この会議の場を設置することは、特に5町については、住民の声も十分反映されることになり、大変喜ばしいことではありますが、構成メンバーについては、前回の説明で地域まちづくり会議の委員としては、地域公民館、自治公民館、公連協等の代表者、あるいはかごしままちづくり会議の委員としては、地域まちづくり会議の委員も参加してもらおうとの説明があったわけですが、このまちづくり会議は、合併後速やかに設置するとなっておりますけれども、構成メンバーを何名ぐらいと想定していらっしゃるのか。また、どの時点で人員を提案して、決定をいつごろと考えているのかお伺いいたします。

○成清事務局長 地域まちづくり会議の構成メンバー等のご質問でございますが、この構成メンバーとして現段階で考えております案としましては、先ほどお質しのありました公民館連絡協議会、校区公民館、自治公民館、こういったところの代表の方々、それに女性団体あるいは若者、そして何よりも地域のコミュニティづくりに携わっておられる方で地域の実情に精通していらっしゃる方、こういった方々を考えているところでございます。

具体的な人数につきましては、現時点で何名かということは申し上げられないところでございますが、5町のそれぞれの自治組織の数に違いがございます。そういった違いや、

あるいはまた会議運営の円滑さ、こういったところを考えまして、人数について検討してまいりたいと考えております。

また、どの時点で決定するのかということですが、先ほどございましたように、この会議そのものは、合併後速やかに設置をしてまいりたいと考えております。ただ、その設置要項の内容につきましては、できるだけ早い段階から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 今の説明でおおよそはわかるんですが、このまちづくり推進組織については賛成なんですけど、1つ確認をしたいんです。

これは、町の三役以下議員、来年をもって全員失職になる。そういうような形の中で地域の声、こういうようなことが問題にされている。それが来年失職する。その中で声が本当に届くんだろうかという意見がかなりある。そういう中で、三役もしくは議員、この方々がメンバーに入るのか入らないのか、これが狙上に上がったかどうかということを確認したいと思います。

○成清事務局長 先ほども申し上げましたが、具体的な構成メンバーにつきましては、これから1市5町の首長さんを交えまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

案といたしましては、地域の実情によく精通した方、こういった方にも加わっていただいて、日常生活について関係の深いまちづくりを新市の方に届けやすいような形の会議運営を考えております。

○赤崎議長 追立委員、一般論とすれば、当然、今おっしゃったような方々もその委員の対象になり得る、また力を貸していただかなければならない方々ばかりだと思いますけれども、町長を入れるあるいは議員を入れるというのはここで言うのはいかがかということで、恐らく事務局としても言えない、言いにくい面があると思っておりますので、考え方としてはやっぱりそれでない私はいけない面があるだろうと、そういうふうに考えております。

○追立委員 私は、これについて反対ということじゃなくて、地域審議会という1つの受け取り方の中で、どうしてもそれが言葉として残らないならば、やはり諮問というのかな、今、通常のこういう形は形骸化されつつあるんですね。ですから、やはりそれを少なくとも、「段階的」とか「当分の間」という解釈の問題がなかなかしっくりこないところがあ

るものですから、そういう意味でメンバー構成としたらば検討されるべきじゃないかということですので。

○赤崎議長 当然だと思います。そして今おっしゃったように、これはやっぱり形骸化をさせてはいけないし、そしてまたそのことが新市の市政運営の上に反映をされていかなければいけない。この2つが何ととっても大事なことですから、そういうものが担保できるような、そういう組織にしていかなければいけないと思っています。

○長田委員 50号議案については、原案に賛成でございます。

ただいまお2人の委員からもあったのですが、私どもの議会としましても、1市5町の新市建設計画を含めた合併後のまちづくりは非常に重要なことであると。そのためのまちづくり推進組織の取扱いについては極めて大切であるというような観点から、少し意見が出ておりますので、申し上げたいと思います。

まちづくり推進組織は、その機能が十分に発揮されるように、また住民にもその制度の十分な周知がなされるよう特段の配慮をすべきであろうという意見が出されておりますので、会長ひとつよろしく願いたいと思います。申し添えておきます。

○赤崎議長 届いているかと思いますがけれども、法が定めた地域審議会と違うものを我々としてはつくった。1番目はやはり5町それぞれにまちづくりの会議をつくった。これが一番大きな点だと思います。

そこでやっぱり住民の意見、あるいはそれぞれの地域の将来のあり方についての意見を十分出していただく。それを新市のまちづくり会議の上に十分反映をしていくということで、今、3人の委員からお話のあったことを最も大事なことで考えておりますし、そしてまた、これから首長会議の中でもそのことが一番中心課題として論議をされていくことだろうと思っておりますので、そういう方向で努力をしたいと思っております。

ありがとうございます。

○宮廻委員 まちづくりのことにつきましては、今後、非常に重要な問題になりますし、経営的のところとか福祉とかいったように一体化してやっていかなければいけない面は確かにあるわけですがけれども、まちづくりということになりますと、やはりそれぞれの特色を生かしてやっていく、特色を生かしながら新鹿児島市として全体としてまとまったものにしていくというその辺が必要で、とにかく新鹿児島市として鹿児島市中心に一体となれば良いという面だけではうまくいかないと思うんですね。

だから、そういう意味では、地域まちづくり会議というのが非常に重要になりますし、

その会議の声を鹿児島市のまちづくり会議に反映させていくというふうなことが非常に大事になると思いますので、ぜひその辺は新しい市で考えていただきたいと思います。とにかく特色のある地域の発展をしながら、鹿児島市として全体の発展を図っていくということをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思っております。

合併後の新市全体も発展をしていかなければいけない。また、合併後の5町それぞれの地域も具体的に発展をし、住民の皆さんが合併してよかったと身近にそのことを感じていただける、そういう合併まちづくりでなければいけない。そのことができなければもう合併の意味ないわけですから。一番大事なこととして、それを担保し、また声を反映していく組織として、我々としても考えていかなければいけないと思っております。宮廻先生のおっしゃったとおりだと思っております。

そのほかは何か。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、いろいろご意見をいただきました。

ほかになれば、第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第50号議案「まちづくり推進組織の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第51号議案 電算システム事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は15ページでございます。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員においてご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第51号議案「電算システム事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第52号議案 使用料及び手数料の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」を議題といたします。

資料の16ページをお開きください。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員ご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○長田委員 合併事務局の方に少しお伺いをいたしたいと思いますが、本件の行政制度等の調整方針（案）の（42）－63、64ページの35の「督促手数料」の調整方針（案）についてでございます。

本市の督促手数料は、現行30円ですが、郵便料金と比較しても実態に合わなくなってきていることは、そのとおりであります。本市として、一定の時期に何らかの対応をするということは理解できる面はありますが、この調整方針（案）では、「（合併日以降に発する督促状に係るものから70円とする。）」ということになっております。

具体的な金額を示しての調整方針（案）を合併協議会で了承することになると、現在の本市の条例で定められた「30円」という額を「70円」に改定することを事前に議会が認めたということにもなりかねないという面がありますので、ぜひ調整方針（案）の表現をもっと適切な表現にすべきではないかという指摘が特別委員会の中で強く出されておりますが、合併事務局としては、この指摘を踏まえ、どのようにお考えかお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○児島総務専門部会委員 委員からございました督促手数料の額につきましては、協議会で協議をするに当たりまして、郵便料金等を参考にいたしまして具体的な額をお示した方がよいということでお示ししているところでございます。

しかしながら、ご指摘いただきましたことについてはごもっともなことでございまして、事務局としても配慮すべき点があると考えますので、調整方針（案）につきましては、括弧書きの部分の「（合併日以降に発する督促状に係るものから70円とする。）」という部分を削除をさせていただきまして、かわりに「（合併日以降に発する督促状に係るものから実費相当額も参考にしながら調整をする。）」とし、「再編する」という調整方針（案）でご協議いただければありがたいと考えております。

以上であります。

○赤崎議長 まず、提案をいただいた鹿児島市の長田委員、どうですか、今の答弁。

○長田委員 そのような表現であれば理解できますので、原案どおり賛成いたしたいと思えます。

○赤崎議長 鹿児島市の長田委員から、70円という額を決めるのは、議決事項の先議ではないかというご指摘でありまして、ごもっともだと思います。

そういうことで、今、事務局の方から、こういうふうにも再調整をさせていただきたいという提案、説明がございましたが、このことについてはそういうことでよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

そのほか。

○武 委員 第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」の公立幼稚園の保育料について伺いますが、公立幼稚園につきましては、現在の調整方針（案）では、合併する年度に本町の保育料の適用を受けている園児は、卒園するまで額を継続するとなっておりますが、合併後、新たに入園する園児については、現在、桜島町は「4万4,000円」ですけれども、「7万800円」にアップするとする調整（案）で、上昇率60%を超える急激な増額となっているようであります。

このようなことから、この項目につきましても、これまで採用されました、合併する翌年度から3カ年において軽減を図る激変緩和措置がとれないものか。この点について伺いをいたしますが、この「7万800円」は、平成13年に国が定めた基準額になってい

るようでございますが、桜島町は、平成13年度に改定されまして、独自制度のもとで助成策が図られまして、現在「4万4,000円」となっているわけです。

ちなみに、現今では少子化が非常に進んでおります。国におきましても、少子化に伴う助成策といいますか、子育て支援策が非常に大きな行政課題となって、自治体におかれましてもこれらの政策推進に向かって一生懸命取り組んでおられるわけですがけれども、これはとりもなおさず、今後、子育て支援策としては重要な課題だとこのように認識しているわけです。

そういう意味からも、このように桜島町におきましては一挙に60%も上がるということにつきましては、住民のコンセンサスも得られない。そしてまた先日行われました合併懇話会におきましても、今、30代ですかね、幼稚園児また小・中学生を養育していらっしゃる代表者の中からも非常にこの問題については、激変緩和を要望されたところであります。その点についてどのようにお考えなのかお伺いたします。

○四元教育専門部会長 確かに今お示しのとおり、鹿児島市と松元町が国の地方財政計画に基づきまして「7万8000円」、そして桜島町が「4万4,000円」という額でございますが、新市として発足した場合、やはり全市内同一の保育料で等しく負担をお願いしたいという基本的な考えを持っております。

また、一方では、鹿児島市の現在の減免制度がございまして、現在、所得の低い方々、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯につきましては全額免除。これは現在、桜島町と松元町におかれましては年額2万円減額となっております。

したがいまして、先ほどの年額「7万8000円」となりましても、所得に応じまして全額減免という形になりますので、あわせて減免制度が全市適用されますことから、ぜひ新しい統一した額でご理解いただきたいと考えております。

○武 委員 ただいま説明を受けましたが、説明の中で、新市の誕生ということにおきましては同一負担が適当であるという、このことにつきましては私も十分理解はいたしております。

しかしながら、生活保護世帯とか減免制度とか、市におきましてもその制度は適用されているようでございますけれども、私どもの町では、現状はそうした一律4万4,000円ということであって、これが7万8000円という、今、アップ率が60%を超えるわけです。ですから、この60%を超える範囲の中で、合併特例法によるその適用で3年間は段階的に緩和措置をするということも私はあって然るべきじゃないかと、このように思

うわけですけれども、再度この点についてどのようなお考えなのか。どうしても新市におきまして同一負担でなければならないということであるのか、再度お聞かせを願いたいと思います。

○赤崎議長 ちょっと私の方から補足説明をしますが、調整案のこの横長のところで書いてありますように、私どもの鹿児島市も国が改定をしても1年間は改定をしないと、1年間遅らせて改定をするという措置はやって、少しでも軽減をするという措置をしております。

それから、この使用料・手数料というのは、この前も水道のところでも申しあげましたように、水道料金でも鹿児島市より高いところもあれば低いところもあるということであります。同じようなことで、したがって、やっぱり全体的に見ると、5町の方が鹿児島市の基準に引き下げられていくのが私は多いと考えております。

ちなみに、この幼稚園の保育料と最も関係のある、これは前に済ませたところですが、保育園の保育料を見ますと、例えば市町村民税の非課税世帯は、桜島町は6,000円、鹿児島市は3,500円、あるいは所得税、その次の均等割だけでいくと、桜島町は1万6,500円、鹿児島市は8,700円と、そういうことでこれはもう種類によって高かったり低かったりするのがあるわけで、高いのばかり取り上げて言うとその全体のバランスも、桜島町の高い保育料は合併と同時に鹿児島市の半分ぐらいの保育料と同じ額に持っていくわけですから、そこはやっぱり考えないと非常に問題が出てくるだろうと。

それで、専門部会での調整案としても、今、入っておられる方々、そういう方々についてはやはり激変緩和をしようじゃないかと、そういう調整をしてもらったわけですし、なるほど1つだけ取り上げれば非常に上がる、あるいは上がる人たちは大変だろうなあという気はいたしますけれども、やっぱり全体の中で私は考えていくべきこともあるということ、私の方から1つだけ申し上げておきたいと思います。

そこで、武委員からあった質問、要望。四元専門部会長、何か。再度のお尋ねがありましたけれども。

○四元教育専門部会長 今回の会長の答弁とも重複いたしますが、やはり現在在園しておられる方は、卒園までは同額ということで経過措置も設けております。また、先ほど申しあげましたように保育料が一方では下がるということも踏まえまして、全市的な同じ幼稚園の保育料ということで統一させていただきたいとお願いいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 どうぞ、武委員、ありましたら。

○武委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、平均しますと、今、議長の方から説明がありましたように、低いというような説明のようでございますが、上がる人は、やっぱり一挙に60%ということになればびっくりされますよね。だから、懇話会の中でも特にこの問題については、反対ではありませんけれども、ひとつ要望としてぜひ取り上げてもらいたいという声が強かったわけです。

そういう意味からも、いろいろな新市の建設計画の中で、やっぱり統一したものが大事であるということは十分理解しておりますので、できるならばもっと検討していただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございませんか。

いかがでしょうか、ほかの方よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、今、桜島の武委員の方から、将来にわたって何か検討できることがあったらというお気持ちの開陳がございましたが、特に武委員としても、この議案そのものに反対はしないということでございますが、ほかになれば、このことは、先ほどの督促手数料の70円を、郵便切手相当額を参考にしながらということを申し上げましたが、そういうことで調整方針を変えるということで、議案としては原案どおり決定をしたいと思います、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第52号議案「使用料及び手数料の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第53号議案 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」を議題といたします。

資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員においてご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいた

します。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第53号議案「負担金、補助金及び交付金の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第54号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は18ページでございます。お開きいただきたいと思います。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしておきまして、各委員においてご検討いただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしますが、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第54号議案「農林水産業関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第55号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」を議題といた

します。

資料の19ページをお開きいただきます。

この議案につきましても、前回の第8回の合併協議会で提案をいたしておきまして、各委員においてそれぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

何かございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第55号議案「商工・観光関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第56号議案 学校教育事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第56号議案「学校教育事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は20ページでございます。

この議案につきましては、議案関係資料についての補足説明があるということでございますので、まず最初に、この補足説明を事務局の方から申し上げます。

○成清事務局長 第56号議案の議案関係資料、これは(46)－10、11ページになります。

項目8「学校クーラーの設置」という項目でございますが、この学校クーラーの設置の調整方針(案)について補足説明をさせていただきます。

調整方針(案)といたしましては、「現行どおりとする。」というふうにお示しをいたしておりますが、別途本日お配りをいたしております「配付資料の訂正」という資料がございます。これの一番最後の4ページでございますが、「現行どおりとする。」の後に、「(ただし、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら調整する。)」というこの括弧書きを調整方針(案)の中につけ加えさせていただきますようよろしくお願い申

上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 つけ加える理由は何なの、それを言わないと皆さんわからんじゃないの。理由かもう少し説明をしないと。

○成清事務局長 失礼しました。

学校クーラーの整備につきましては、鹿児島市と桜島町の1市1町につきましては、国の活動火山対策特別措置法による補助を受けて整備をいたしております。一方、他の4町におきましては、町の単独事業または補助率が低い他の補助事業で整備をいたしているところでございます。

現時点で活動火山対策特別措置法が適用になっていない4町にこの法律が適用されていくのかどうか判明をいたしておりませんので、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら、学校クーラーの整備を対応していく必要がございます。

したがって、ただいま申し上げましたような括弧書きの部分を改めて追加をさせていただきたいということでございます。

○赤崎議長 ただいま資料の調整方針（案）についての補足説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

補足説明について何かご質問、特に鹿児島市と桜島町を除く4町の皆さん、そういうことでよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ひとつそういうことでご了承願います。

○上山（稔）委員 項目6「公立幼稚園児の送迎」についてでございますけれども、公立幼稚園児の送迎の項目で、現況の①で「町営定期バス料金を全額補助」について、合併の翌年度から新たに入園する園児については、補助制度を廃止することとなっておりますが、この方針（案）が決定いたしますと、最も負担が多くなる園児で、鹿児島市営バスの通学定期券料金を適用しましても年間5万6,000円の負担増となります。さらに、先ほど52号議案で決定いたしました幼稚園の保育料の2万6,800円の負担増と合計いたしますと、年間で8万2,800円の保護者の負担増になります。

この件につきましては、どうか制度の存続をお願いしたいところでありますが、お伺いいたします。

○四元教育専門部会長 お答えいたします。

幼稚園児の送迎につきましては、原則として保護者の責任で行っていただくことが基本であると考えております。本市におきましても、2園の市立幼稚園がございますが、このような考えのもとに保護者の責任で行っておりますのでご理解賜りたいと思います。

また、園児安全のための送迎人につきましては、安全確保の上からも継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上山（稔）委員 ただいま説明を受けましたけれども、新市の制度として難しいというならば、拡充した激変緩和措置の新たな制度を合併時にぜひご検討いただくか、あるいは調整方針（案）の中で、松元町は現在、マイクロバスを持っているようですが、どうかこのような措置がとれないか、今後、ご検討願うよう要望いたしたいと思います。

以上です。

○長田委員 56号議案について、原案については賛成でございます。

なお、教職員住宅に教職員以外の入居者がおられる状況については、合併までに町の責任において入居者への説明や対応等を行う中で整理をしていただきたいという意見がありました。

学校クーラーについては、1市5町において、先ほどありましたけれども、その設置状況や国庫補助の有無などの違いがあることから、先ほど合併事務局の方から調整方針（案）の文言の追加があった中で、活動火山対策特別措置法の制度を活用する中で、合併によってその取扱いが後退することのないように十分取り組んでいただきたいという意見等もございました。

それから、先ほど桜島町さんからも少しあったんですが、56号議案と次の57号議案の教育委員会関係議案につきましては関連がありますので、一括して意見が出ておりますから申し上げたいと思いますが、公立幼稚園児の送迎バスや高校生通学補助などの町独自の施策については、合併時までに調整する方針（案）や、また合併後に段階的に調整する方針（案）が示されておりますが、そこで、実際の調整に当たっては、実情を勘案する中で、1市5町が納得されるような形での対応をしていただきたいという意見等が出されておりますので申し上げておきたいと存じます。

以上です。

○赤崎議長 長田委員。答弁が要りますか。答弁いいですか、意見・要望として。

○長田委員 意見・要望で。

○赤崎議長 ほかに何かございませんか。

○福石委員 56号議案の学校教育事業の取扱いについて、資料の項目3のところでございますが、「遠距離通学費補助事業」でバスについては補助ができるとなっております。ありがたいことだと思っております。

吉田町ではバスの便が悪く、特に部活動をしている生徒はやむなく自転車通学をしている。そのようなことから、自転車利用者に対して、1回限り購入補助を3万円実施しています。今回の案で廃止ということになっておりますが、本町のこのような実態をご理解をいただき、補助支給を継続していただくことはできないものかお伺いをいたします。

○四元教育専門部会長 お答えいたします。

自転車通学をとっておられる現状につきましては理解しているところでございますが、個人の私用に係る自転車の購入に行政が公的に補助を行うということは、新市といたしまして、適切ではないのではないかと考えているところでございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○福石委員 ただいま説明をいただいたわけですが、一般論としては理解できないわけではございませんけれども、本町の特別委員会等でも継続してもらいたいとの意見があり、交通事情などご理解いただき、何とか継続していただくことはできないものか、再度お伺いをいたします。

○四元教育専門部会長 お答えいたします。

やはり自転車購入費の助成につきましては、個人のものを公費で購入することになるために、継続は考えていないところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 いかがですか、福石さん、よろしいですか。

内訳を申し上げますと、これは首長会議でも吉田の町長さんからも大変強いご要望がございまして、いろいろ私どもも延々協議をした議案の1つでございます。

今申し上げましたように、公費で個人の財産とまでは言いませんが、個人のものを買うために支給をするということはいかがかと。例えば、その自転車を部活の往復には使うけど、それ以上に私用にも使う場合もたくさんありますし、それからまた同じように1市4町の中にも交通不便なところから自転車で行く子供たちがたくさんいるわけで、結局、学校に自転車通学を許されている人たちというのは、そういう面で不便なところについては

特別に許しておられるだろうと思いますけれども、そういう人たち全部に当てはまるんじゃないかということで、先の桜島町からのご意見もありまして、今まであったものをなくすということは非常に忍びない面もありますけれども、やっぱり合併を機にあるべき姿としては、合併を機にあるべき姿をその時点からとっていくということが正しいやり方ではないかということで。吉田町の町長さんのご意見を入れて専門部会で再度協議をしてもらいましたけれども、そういうことになりましたので、つけ加えて私の方からご理解をお願いしたいと思っております。

よろしゅうございますか。

○福石委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかはございませんでしょうか。

○追立委員 9番の「教職員住宅管理事業」と、もう1つは、15の「複式学級講師補助」、これについてお伺いいたします。

9番の教員住宅、喜入町も教員住宅を持っております。優秀な先生方に来ていただきたい。それで地域の活性化のために協力を得ております。ただ1つ、喜入町の特別調査委員会の方からは、教員住宅のトイレ、風呂、このあたりの施設が旧態依然としている。だから早急に改善すべきじゃないかというような意見が、もう数年前から出ているんですが、しなきゃいけないというようなことながら来年にかかってくるものですから、そういう優秀な先生方が地域に少しでも定着というのかな、なじめるように住宅改善、こういう考えがあるのか、そういう意見が私の町から出されたのか。

それともう1つは複式学級の講師、これはやはり人数が減って、複式に当然なっていくんですが、やはり委員会の中で懸念されるのは、助成金がこういうふうになくなって複式学級になっていく。これは学校の統廃合につながっていく可能性があるのではなかろうかという懸念する意見があります。教育、こういうようなものについては、やはり地域、こういうものを勘案しながら喜入町も頑張っているものですから、ここのところの考え方をお聞かせ願えればと思います。

○四元教育専門部会長 お答えいたします。

最初の教職員住宅につきましては、それぞれ鹿児島市まで含めまして1市5町で現在設置されており、また、それを管理する規則、あるいは入居者の状況がまちまちな面もございますので、合併までにできるだけ各町の方々を通じまして実態を把握いたしまして、適

切に対応し、引き継ぎたいと考えております。

それから複式学級につきましては、ほかの町にも複式学級が設置されておりますが、複式学級に特別な講師を補助することにつきましては、元来、教員配置につきましては、本来県で推進されるべきものではないかと考えております。

また、本市におきましても、複式学級を担当する教師の研修面等の充実を図ることによって、個に応じた指導がさらに充実するよう対応策を講じているところでございますが、今後もその施策を充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 追立委員、おっしゃった住宅でトイレとか風呂とか、生活に支障、あるいは近代的な、文化的な生活を営み得ない施設があるとすれば、それはやはり合併後においてできるだけ早い機会につくっていくというのは当然のことだろうと。今までしていなかったのがおかしいじゃないかという、そういう理屈ではなくて、住む人のことを考えれば当然、新市で早い機会にそれを整備していくという基本姿勢が必要であろうと。

それから、学校の統合につながるのではないかと。これは学校の統合というのは、地域の人にとってはもう非常に大きな問題でありますから、行政がこれを指導し、強制をしながらやっていくというべきものではないし、地域の皆さんとお話をしながら、やっぱり学校の統合というのは慎重な進め方をしていかなければならない問題だろうと、そういう基本的な姿勢で進めていきたいと思っております。

ほかはございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ほかに特になければ、先ほどの桜島町のご要望等もありましたし、また鹿児島市の長田委員からのご意見等もございました。それらをご意見として承りながら、今後、対応をすべきことは対応していくということになろうと思っておりますが、議案につきましては、原案どおり決定するという事でよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第56号議案「学校教育事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第57号議案 社会教育事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第57号議案「社会教育事業の取扱いについて」を議題といたします。
資料は21ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしてございまして、各委員それぞれご検討いただいていると思っておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○福石委員 調整（案）資料の項目の22ですが、「新成人のつどい」についてであります。この調整（案）でいきますと、「合併時に鹿児島市に統合する。」ということになっております。

吉田町においては、県外からの帰省者が参加しやすいように1月3日に開催しております。合併後は、鹿児島市の開催日に合わせることとなっております。本町では、本年の成人式では、成人の小・中学校時代の学芸会などのビデオを編集したり、卒業アルバムから1人ずつ顔写真を紹介するなど、思い出に残るよう、よりよい成人式を行っております。

また、議会特別委員会、住民懇話会でも、合併後もこれまでどおりの実施はできないかと意見が出されております。

このような点についてお伺いをいたします。

○四元教育専門部会長 それぞれ5町におかれまして工夫を凝らされた「新成人のつどい」をしておられるようでございます。

日にちにつきましては、「新成人のつどい」は、新成人が大人になったことを自覚してもらうために、新市民がこぞってその門出を祝い、激励するためのつどいであると考えております。したがって、期日につきましては、国民の祝日である成人の日、第2月曜日に国民こぞって祝う意義を大事にしたいと考えて、「新成人のつどい」を実施したいと考えております。

また、内容につきましては、当然でございますが、5町の方からも実行委員会に入ってくださいまして、たくさんの新成人に参加していただくように、いろいろご意見を伺いながら意義のあるつどいにしたいと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 福石委員、いかがですか、今、答弁をいたしました。

○福石委員 ただいまの説明で理解はするわけでございますけれども、合併時にすぐ統合ということではなく、何年かの期間を置いて市の制度に統合することはできないものか、再

度お尋ねをいたします。

○四元教育専門部会長 合併して直後の「新成人のつどい」でございますが、現在のところ、新市発足の1つの大きなセレモニーとして統一したものを考えておりますので、ぜひご協力いただいたいと考えております。よろしく願いいたします。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

本当におっしゃることもわかりますね。新成人が参加するということがまず一番大事なことでしょうから、おっしゃるとおりでしょうけれども、それぞれやはり一長一短ありますし、また、今おっしゃったように鹿児島市の市が行う新成人としてはこういうことにして、それぞれの地域で知恵を働かせながら、特色を出しながら、また公式なものでなくてもそれやっていくという方法も私はあり得ることだろうと思いますので、そういうことで今後、今、福石委員がおっしゃったようなことが生かされていけばと思っていますので、また知恵を出していただきたいなと思っています。

ほかは何かございませんか。

○長田委員 関連して、57号議案については、原案賛成でございますが、少し私どもの議会の中でもこの問題について、「新成人のつどい」についてはいろいろ論議がされておりますので、少し意見を申し上げたいと思いますが、いわゆる1市5町における開催日、開催内容に違いがあるということの今ご指摘だったと思いますが、そういう中で、1市5町の意見が反映されるような実行委員会の組織体制のもとで、実行委員会の意見が尊重されるような対応をすべきであるという意見が出されておりますので、ぜひそういうこともご勘案をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○前菌委員 項目15「公民館の設置」についてお願いしたいと思います。

喜入町では、現在6校区で条例の地区公民館が設置されております。喜入町は、南北に16キロという細長い町であって、錦江湾に沿って5地区、また山の方に1地区ということでもありますけれども、錦江湾沿いの5地区は、中心から南の方に約5キロ、その次の地区は約8キロというような状態ですので、中央に1公民館ではどうしても生涯学習その他町民のサービスが行き届かないということで、昭和51年と53年にかけて国庫補助をいただいて、6地区に条例公民館をつくっているところでございます。現在、主事が週4日勤務して、あらゆる講座その他が順調に進んでいるところでございます。

この公民館が、学校5日制になったときに土曜日に「子ども放送局」が開局されました。

それに合わせて6公民館とも大型テレビ、またパソコン等を備えて、完全な学習の場ともなっております。

それで、今度の計画によって主事が常駐しないということになれば、また相当のダメージを受けるというような状況ですので、公民館の維持管理、また駐車場その他も全部完備しておりますので、その管理等にもぜひ必要だということで、主事がいなくなったらもう火の消えたような状態になるんじゃないかというようなことをみんな心配しているところでございますので、いろいろな状況その他を勘案されまして善処いただきたいという要望でございますので、よろしく願いいたします。

○四元教育専門部会長 今のご質問にもございましたように、喜入町以外の4町におかれましては、中央公民館としての機能を持った公民館がございますので、そこをそれぞれ地域公民館として位置づけたいと考えておりますが、喜入町につきましては、6つの地区公民館がございまして、いずれも中央公民館的な機能がないようでございますので、6つのうちの1つの喜入地区公民館を当面は地域公民館に準じた施設として位置づけて、社会教育活動的な機能を持たせていきたいと考えております。

また、人員の配置につきましては、今後、総体的に他の業務と合わせた中で検討されていくものと考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 関連なんです、新聞でも報道されたように、「合併時まで調整する」と明確な方針が出されないということに対して不安感があるんだということですので、社会教育事業の取扱いについては賛成なんです、大同小異というその「小異」の部分が明確でない。そこのところを明確にしてほしいという意見があるもんですから、今、その答えをいただければありがたいかなと思っております。

○赤崎議長 事務局からご説明申し上げましたように、喜入町は中央公民館的なものがない。ほかの4町の中央公民館は、鹿児島市の今の地域公民館として位置づけて置かれる。それは、館長を置き、そして指導主事を置き、事務員を置き、そして年間何十あるいは100を超えるような講座を設けて研修事業なりを行うということでやっておりますし、恐らく全国でも鹿児島市の地域公民館は、何館か文部大臣の表彰も受けておりますが、私は、全国でもすばらしい公民館活動をやっている、研修活動をやっていると思っております。

喜入にはそれがありませんので、今の喜入地区の公民館を地域公民館といっても、施設

そのものが私は十分ではないと思うので、鹿児島市の地域公民館、これは人口差がありますから、所管地域が5万とか8万とかあるのと所管の人口が違いますから、その辺も含めて規模は違ってきましようが、いずれにせよ、早くこの地域公民館そのものを建設をして、まず、館の整備から始め、喜入だけはそれからまず始めなければいけないというのが、専門部会のまず1番目の調整の方針でございますから、それをひとつやりたい。

それができるまでは、いずれにせよ、地域公民館的と言いながら地域公民館の役割を果たせない面が相当あるだろうと私は思いますので、その辺を含め、それからきょう新聞にも載っておりましたが、あとの5つはいわゆる校区公民館として位置づけようということでも調整(案)の中ではっきりしているわけですから、その校区公民館の運営というやり方の中で今のそれは出てくる問題だろうとっておりますので、その辺を含めて今後、具体的には進めていかなければいけないということでございます。もう置くか置かないかということをごここで、この協議会の中で決めるべきことでもないし、ご意見を踏まえた中で検討していくべきことであろうと。

いずれにせよ、今の公民館活動よりはより充実をし、そして喜入町全体としての、それぞれ6つが1つ1つの公民館活動じゃなくて、まず1つはやっぱり喜入町全体としての地域公民館の充実、地域公民館活動というものをやっぱりやっていくというのを、専門部会なりあるいは私ども首長会の中で決めてきましたので、そういう方向でやっていきたいなとっております。

よろしいですか、まだ何かありますか。

○前菌委員 今のお話、大体わかったんですけど、公民館を設置した時点で、中央に1カ所では交通の便が悪い。ラッシュのときは1時間に1本ぐらいJR、バスがありますけれども、昼間は2時間に1本ぐらいというようなことで、高齢者の車を持たないという人たちが全然、講座その他に参加できないというような現状ですので、それで地区公民館を活用していただきたいというような願いですので、その点も十分ご勘案いただきたいと思えます。

○赤崎議長 はい、わかりました。

先生、それではひとつお願いします。

○宮廻委員 先ほどの成人式の話に戻って恐縮ですけれども、新鹿児島市として期日とか統一してやるという、ここではそういうふうなことでいいんでしょうけれども、実際に行うときには、やっぱりこれまでの慣行とかあるようですから、期日が多少、1週間、10

日違っててもよろしいんじゃないかなというふうに思います。

特に合併の当初、そういう期日とか催し物に、場所が違うところで恐らくやるようになるでしょうから、その辺は会長並びに長田委員の発言の中にもあったと思いますが、弾力的な対応を実行段階ですするというふうにしていただきたいと思います。

そして、無理なく統一していけるようになればそれはそれでいいと思うんですけども。最初から期日も催し物も統一してというふうなことで余り考えなくてもいいんじゃないかと思います。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

○藺田委員 2つあります。

番号3の「学校体育施設開放事業」と22番の「新成人のつどい」についてです。

まず、22番の新成人のつどいについて、これは答弁は必要ないんですけど、要望としてお願いしたいのは、実際ことし、鹿児島市の「新成人のつどい」に参加したんですけども、自分の同級生、または先輩たちからいろいろ聞くに、やはりハッピーマンデー法で月曜日に持ってくるという意味では、1月15日というもとの「成人の日」というのがもう月曜日に移動するという、それは法律で移動したということになっているんですけども、それなのになぜ鹿児島市は1月13日に、まだこの「成人の日」にしようとするのかなという疑問が出てきました。

事実、県外に住んでいる人や鹿児島市出身とかで県外に出ている人とかは帰ってこれないと、または成人の日の式典の最中にもう飛行機に乗って帰らないといけないという状態を見逃したまま自分たちが迎えるというのは、多少ならず複雑な思いがありました。

実際に鹿児島市として、「成人の日」にするということに意義があるのか、本当に新成人を祝いたくて祝おうとするための日なのかというのがどうも線引きがあいまい、または線引きすること自体が問題なのかもしれないんですけど、やはり法律でもうそのように月曜日にずらすという形であれば、先ほど宮廻委員もおっしゃったように、もっと日にちを、例えば土・日・月休みであれば日曜日に持ってくることであれば、やはり参加者数ももっと増えたんじゃないかなというのを自分も、また身の回りの人間もそのように感じております。それが「新成人のつどい」についてです。

あと、項目3番の「学校体育施設開放事業」なんですけれども、鹿児島市の主な開放時間が、大体21時か17時となっております。他の町を見てもみますと、松元町なんかは2

2時までということで、かなり長くの時間でやっていらっしやいます。実際その裏付けとしても、項目4の「各種スポーツ大会」で松元町が圧倒的に大会を多く開いているという数からして、スポーツというものに相当力を入れていらっしやるというのがよくわかるんですけども、鹿児島市に合併したのに利用時間が短くなっていくというのは、これから先のまちづくりの基本的な考え方にもある、スポーツ関係の「多様なニーズに対応して」という項目があるんですけども、その「多様なニーズに対応して」は決して時間を短くすることではないと思うんですが、これは時間を延ばす方によって利便性が獲得されるのであれば、一概に鹿児島市の17時に終わるということはおかしいのではないかなと思います。時間を延ばすべきではないでしょうか。そのことについては答弁をお願いします。

○四元教育専門部会長 お答えいたします。

学校体育施設につきましては、ごらんとおり鹿児島市が平日9時までということで、これは近隣の方々の騒音に対する苦情等も考慮されたいきさつがあるようでございます。

一方、5町におきましては、それぞれの地域の特性を生かした形で、10時まであるいはまた7時までとかいうような個々の時間を設定されておりますので、この開放事業の基本的な制度につきましては鹿児島市の制度に統合いたしますが、時間等につきましては少し弾力的に、本市の規則においても「必要がある場合は、この限りでない。」というような条項もございますので、それぞれの学校に設置されております運営委員会において適切な時間を設定していただいて、積極的に利用していただきたいと考えております。

以上です。

○赤崎議長 いいですか、菌田さん。希望どおりいきましたね。

ほかはございませんですか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、社会教育、いろいろ喜入町からございまして、それらはやはり今後、具体的な中で検討をされるべき問題もあろうと思っておりますが、基本的にはこういうことで原案どおり決定したいと思いますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第57号議案「社会教育事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

△第58号議案 その他事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、継続協議となっております最後の議案でございますが、第58号議案「その他事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は22ページでございます。お開きをいただきたいと存じます。

この議案につきましても、前回の第8回合併協議会で提案をいたしまして、それぞれご検討していただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○福石委員 その他事業の取扱いについて、調整（案）の項目16のところでございますが、「テレビジョン受信設備設置に対する補助事業」について、本町では、補助対象としてはNHK及び民放地上波の難視聴とし、また、補助事業についても経費の2分の1を補助している。鹿児島市は、民放の難視聴は補助対象になっていない。また、補修事業についても補助制度がない。調整（案）は、「鹿児島市の制度を適用し、統合する。」ということで、本町でのこれまでの制度は廃止されることになる。

吉田町では、地形的なことから、テレビが非常に映りにくく、これまで共同受信設備組合が9件設立されております。加入世帯数も1,400戸を超えており、加入率も32%となっております。本町のこのような実態をご理解をいただき、合併後も引き続き継続していただけないものかお伺いをいたします。

○松永市民専門部会長 お答えいたします。

このテレビ難視聴地域の解消につきましては、基本的には放送事業者において解消すべきものと考えております。民放放送の難視聴相談につきましては、いずれの民放放送局におきましても受信相談窓口を設置しております。相談等がございました場合については、直接出向いて、アンテナの向きや調整などの技術指導を行っているというふうに伺っています。

そういったような観点から、今後におきましては、NHKの補助事業を鹿児島市では現在、適用しておりますけれども、その分については現行どおり実施していきたいと思っております。

それから2番目の施設の維持補修の関係でございますが、実績を見てみますと、吉田町は平成8年度まで維持補修の実績があるようでございますが、それ以外の鹿児島市、郡山

町、喜入町におきましては、それぞれの共同組合で補修のための積み立てを行いまして、自己負担で実施されております。それらとの整合性を図ることからも、合併後の維持補修につきましては、組合員からの積み立て等を行って、組合員独自で実施していただきたいと考えております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○福石委員 ただいまのご説明で、NHKがすべきだというご答弁でございますけれども、今回、吉田町外4町が合併されるわけですけれども、ほとんど山間地が多いのじゃないかと思うんですね。そういうことから、こういう問題は非常にどこの町にとっても大きな問題ではなからうかと思っております。

本町の住民懇話会でも、ぜひ継続をしていただきたいという住民の意見、関心が強うございました。そのようなことで、できることなら継続をしていただきたいなというふうに思います。再度お伺いをいたします。

○赤崎議長 福石さん、今、説明をしましたが、2つあるわけですね。1つは、補助対象事業をNHKだけじゃなくて全局にできるようにやってくれというのが1つ。それからもう1つは、補修あるいは更新、そういうのも助成をやってくれと。

後ろの方からいきますと、行政が行う助成というのは、最初にやるときにはやっぱりみんなの賛成を得たり、気持ちを合わせなければいけない。そういうためと、それから最初、多額の経費が要るので行政が手助けをしてあげましょうと。始めたら、その恩恵をずっと被っているわけだから、古くなっていく分については、例えば月に50円ずつでも100円ずつでもそういう組合で積み立てをして将来の事業に備えていくという、そういうやっぱり原則をやっていかなければ、それはやっぱり行政と住民の関係でもおかしいぞと。

例えば国の事業でも、今、桜島町と私どもの方で防災営農対策事業をやっておりますけれども、非常に桜島町あたりはビニールを張るビニールハウスの恩恵が大きい。しかし、今度は桜島は、灰が来たらすぐ変質をして破れやすくなるので張り替えの事業もやってくれということで、今、我々2市3町の協議会ではもう何十年これを必死になってやっているけれども、これはやっぱり助成制度として張り替えをもう1回やるというのは、これは助成の対象にならないんだと、制度にないんだということで国も言っておりますが、私はやっぱりそういう意味では1つは正しいだろうと。いつまでもこれを減価償却なりそれを見ていかないということより、やっぱり住民もそういう訓練をしながら、必要最小限度のやるべきことをやっていくということは大事だろうと。

それから説明を申し上げたように、国の衛星放送受信施設設備補助事業、鹿児島市はこの国庫補助を取り入れてやっておるわけですけれども、これは民放は入っていない。そしてまた民放は一方では、連絡をとったらご相談にのられるという制度もありますということで、必要最小限度のNHKは公費の助成でと、そういう考え方ですけれども、これもやっぱり今おっしゃったように吉田町の地形の問題、それから3分の1ぐらいが難視聴地域だということを見ると、非常に難しい問題ですね、大変皆さんのお気持ちもわかりますけれども。

だから、この種の制度というのはやっぱり合併と同時にスタートしておかないと、激変緩和は別としても、基本的な制度というのはちゃんとしておかないと。桜島町からよく出てきているあるいはこの前の水道みたいに何年か激変緩和をするというのは別としても、基本的な制度というのは、やっぱり私は、原則に立った制度としてそのときにスタートしておかないと、後々非常に大変じゃないのかなという気持ちがいたしますけれども。

そういうことをご理解いただけますか。これも実は町長さんからも非常に強いご要請もあって検討をした事項ですけれども。よろしゅうございますか。

○福石委員 はい。

○赤崎議長 済みません。それでは、ひとつそういうことでまた住民の皆さんにもご理解を得てください。

ほかはございませんか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第58号議案「その他事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご異存ございませんので、第58号議案「その他事業の取扱いについて」は、原案どおり決定をいたします。

△第37-2号議案 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて

○赤崎議長 さて、ここからは、今回、新たに提案をする議案の協議でございます。

まず最初に、第37-2号議案「高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて」を議題といたします。

議案の内容について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、23ページをお願いいたします。

第37-2号議案 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて。

高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定する。

2 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。

新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。
という議案でございます。

横長の議案関係資料、「第37-2号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきまして、高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業等）につきましては2つの事務事業がございます。いずれも一元化をするものでございます。

あけていただきまして、（27）-2、3ページでございます。

上の方の「敬老特別乗車証交付事業」及びその下にありますが「すこやか入浴事業」の取扱いにつきましては、第6回合併協議会に提案をいたしました第37号議案、これは「高齢者福祉事業の取扱いについて」という議案でございましたが、この37号議案におきまして、「現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮る」ということを提案をし、その次回の第7回合併協議会におきまして確認をいただいているところでございます。

これまでその見直しについて検討を行ってまいりまして、本日、提案をいたしましたところでございます。

まず、項目1の「敬老特別乗車証交付事業」でございますが、鹿児島市と桜島町において実施をいたしております。

鹿児島市の現況の欄をごらんいただきますが、現行制度では、70歳以上の高齢者の方々に対しまして、敬老パスを交付し、市営の電車・バス及び民間バスを無料で利用できるようになっております。また、東桜島地区におきましては、桜島町営のバス・フェリーも利用できる敬老特別回数券を交付いたしております。

一方、桜島町におきましては、年齢は同じでございますが、70歳以上の高齢者の方々に対しまして、敬老パスを交付し、町営のバスとフェリーを無料で利用できるようになっております。また、赤水地域におきましては、民間バスを利用できる回数券を交付いたしております。

ここで、鹿児島市の敬老パス制度の趣旨等につきましてもう少しご説明をさせていただきますが、鹿児島市の敬老パス制度は、高齢者の方々に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくように、昭和42年から実施をいたしております。しかしながら、この間、急速な高齢化の進行など社会環境は大きく変化をしてくれております。このような環境変化の中で、今後においてもこの敬老パス制度を存続していくためにはどのようにしたらよいのか、各面から慎重に検討を進めてまいりました。

結論といたしましては、高齢者の方々に一部自己負担をしていただくことが最善の方策であると考えたところでございます。

また、折から1市5町の合併の協議を進めているところでございまして、この敬老パス制度を5町にも適用し、高齢者福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

以上のような基本的な考え方のもとに、その一番右側に調整方針（案）がございまして、調整方針（案）といたしましては、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定しようとするものでございます。また、見直し後の制度につきましては、鹿児島市はもとより5町にも適用しようとするものでございます。

なお、桜島町で実施をされている敬老パス制度及び民間バス利用回数券制度は、廃止をしようとするものでございます。

続きまして、その下の項目2の「すこやか入浴事業」でございます。これは、鹿児島市と吉田町で実施をいたしております。

両制度とも70歳以上の高齢者の方々に対しまして「すこやか入浴券」、そして吉田町

の方では「老人温泉保養券」と申されておりますが、これを1人当たり年に24枚交付をいたしまして、公衆浴場を無料で利用できるようになっております。

鹿児島市のすこやか入浴事業について、その制度の趣旨等をもう少しご説明を申し上げますが、鹿児島市のすこやか入浴事業は、これも高齢者に敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいを助長するため、平成6年度から実施をいたしております。

この事業につきましても、先ほどの敬老パスと制度の趣旨が同じでございますことから、社会環境の変化等に適切に対応するため、一部自己負担をしていただくことが最善の方策であると考えたところでございます。

また、この制度につきましても、5町にも適用してまいりたいと考えております。

以上のような基本的な考え方のもとに、これも一番右側の調整方針（案）をごらんいただきますが、調整方針（案）といたしましては、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までには決定しようとするものでございます。また、見直し後の制度につきましても、鹿児島市はもとより5町にも適用しようとするものでございます。

なお、吉田町で実施をされている老人温泉保養事業につきましては、廃止をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第37-2号議案「高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、これに関して何かご質問等はございませんでしょうか。

きょうのところは特別ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」という者あり〕

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしますが、第37-2号議案「高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討をいただいて、次回決定をしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

△第38-2号議案 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第38-2号議案「障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについて」を議題といたします。

議案の内容について事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 24ページをお願いいたします。

第38-2号議案 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについてでございます。

障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定する。

2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。

新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止する。

という議案でございます。

これも横長の議案関係資料「第38-2号議案関係資料」をごらんいただきます。

表紙をあけていただきますと、障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）として、3つの事業を掲げておりますが、いずれも一元化をするものでございます。

あけていただきまして、(28)-2、3ページをごらんいただきます。

この議案につきましても、先ほどの敬老パスと同じでございますが、第6回合併協議会に提案をいたしました第38号議案、これは「障害者福祉事業の取扱いについて」でございますが、この議案におきまして、「現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮る」ということを第7回合併協議会におきまして確認をいただいております。

これまでその見直しについて検討を行ってまいりまして、本日、提案をいたしているところでございます。

「1 友愛特別乗車証交付事業（精神障害者）」としておりますが、鹿児島市におきましては、その項目1の精神障害者、その下になりますが、項目2として身体障害者、次の(28)-4、5ページになりますが、項目3の知的障害者、この方々に対しまして、友愛パスを交付し、市営の電車・バス及び民間バスを無料で利用できるようになっております。

す。また、東桜島地区におきましては、桜島町営バス・フェリーも利用できる友愛特別回数券を交付いたしております。

一方、(28) - 2、3 ページのところに戻っていただきますが、桜島町におきましては、身体障害者及び知的障害者に対しまして、先ほどの高齢者に対する敬老パスと同様、優待乗車船券を交付し、町営のバスとフェリーを無料で利用できるようになっております。

鹿児島市の現行の友愛パスは、6歳以上70歳未満の障害者の方々に交付をいたしております。70歳以上の障害者の方々は先ほどの敬老パスを利用することになっております。先ほど敬老パス制度の見直しにより一部自己負担が導入されますと、70歳以上の障害者の方々にも一部自己負担というのが適用されることとなります。障害者の方々には、これまでと同様、無料で利用できるようにするために、70歳未満であるという年齢要件を見直そうとするものでございます。

また、1市5町の合併の協議を進めているところでございまして、この友愛パス制度を5町にも適用し、障害者福祉の増進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上のような基本的な考え方のもとに一番右側の調整方針(案)をごらんいただきますが、交付対象者の年齢要件等を見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定しようとするものでございます。

また、見直し後の制度につきましては、鹿児島市はもとより5町にも適用し、桜島町で実施をされている桜島町営優待乗車船券(友愛)交付事業は廃止をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまご説明申し上げましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしますが、第38-2号議案「障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただいて、次回で決定したいと思います。そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

△第59号議案 市町村建設計画について

○赤崎議長 次に、最後の議案になりましたが、第59号議案「市町村建設計画について」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 25ページをお願いいたします。

第59号議案 市町村建設計画について。

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画を次のとおり定めることについて、協議を求めるものでございます。

市町村建設計画は、別紙「新市まちづくり計画」のとおりとする。

という議案でございます。

ちょっと分厚い資料でございますが、右肩に「別紙」と書いたものがございます。

「新市まちづくり計画 ー合併に伴う建設計画ー」としたものでございますが、まず、この計画の名称についてでございますが、素案の段階では、合併特例法の法律の用語でございます「市町村建設計画」といたしておりました。これは1市5町の合併後のまちづくりの指針となるものでございますことから、名称を「新市まちづくり計画」といたしたところでございます。

表紙をあけていただきまして、目次の欄をごらんいただきたいと存じます。

目次でございます、「Ⅰ はじめに」から、「Ⅱ 市町の概況」、「Ⅲ 人口フレーム」、「Ⅳ まちづくりの基本方針」、「Ⅴ まちづくり計画」の基本的方向部分及び「Ⅵ 公共施設の統合整備」までにつきましては、既に5月16日に開催いたしました第4回合併協議会に提案をし、次回の6月9日に開催いたしました第5回合併協議会で素案として決定をされたものでございます。

その素案に対しまして、その後、1市5町におきまして、住民意見交換会や意識調査等を実施いたしまして、それぞれの住民の皆様のご意見というのを伺ってまいりました。

これらを踏まえまして、今回、「Ⅴ まちづくり計画」の施策の概要及び主な事業並びに県などの事業、そして「Ⅶ 財政計画」及び資料の「用語解説」を加えまして、「新市まちづくり計画」として取りまとめたところでございます。

なお、素案部分について、基本的な変更点はございませんが、取りまとめに当たりましては、若干の字句・文言等の修正を加えさせていただいております。

時間の都合で、ここでのおのこの説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

それでは、今回、素案から新たにつけ加えました部分を中心にご説明を申し上げます。

この「別紙」の17ページをお願いいたします。

「まちづくり計画」と題しましたところでございますが、まず、まちづくり計画の全体構成でございますが、四角囲いで「1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕」でございます。それから「2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕」を掲げておりますが、次のページまで、5つの基本目標及び6番目に「計画の推進にあたって」をお示ししております。これらの基本目標は、前のページに戻っていただきますが、「(1) 防災、(2) 消防」といった45の計画項目で構成をされております。

また、「(1) 防災」の計画項目では、点々がございまして右側の方に「①防災、②治水対策、③桜島爆発対策・降灰対策」とこの3つがございまして、これを私ども単位計画というふうに申しております。このまちづくり計画全部で単位計画は、79の単位計画がございまして。

続きまして19ページをお願いいたします。

全体的なまちづくり計画のスタイルについてご説明を申し上げますが、「1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕」という基本目標の中の計画項目といたしまして、「(1) 防災」がございまして、まず、この計画項目を推進する基本的な考え方について、「【基本的方向】」というのがございまして、この部分につきましては、既に素案の段階でお示しをいたしておりでございまして。

そして、その基本的方向を具体化する施策の内容を、その下のかぎ括弧になりますが、「【施策の概要】」といたしまして、「①防災、②治水対策、③桜島爆発対策・降灰対策」という単位計画ごとにお示しをいたしております。

20ページをお願いいたします。

上の方の欄でございますが、「【主な事業】」とございまして、各計画項目ごとに取り組む主な事業を示しております。これにつきましては、左側に黒ポツがございまして、7つ目に「港湾の整備（白浜港、長谷港など）」と書いてございまして、現時点で具体的な実施場所が明らかなものにつきましては、可能な限り括弧書きでお示しをしたところでございまして。

また、上の方に戻っていただきまして、黒ポツの2つ目をございまして、「急傾斜地崩壊対策事業の促進」ということで、これらは1市5町全体を対象にして、必要な

箇所について整備を行っていく性格の事業でございます。これらについては、実施箇所を掲載していないところでございます。

そしてその下の欄でございますが、「【県等の事業】」として、県の事業及び国の事業を掲載いたしております。

国の事業につきましては、現在、国において整備が進められている事業や具体的な計画が明確になっている事業のうち主要なものを掲載をいたしております。また、ほかのページでは「【県の事業】」というような表現しているところもございますが、県だけの事業については、「【県の事業】」といたしております。

このような形で、58ページまでになりますが、まちづくり計画についてそれぞれ記載をいたしております。

次に、各基本目標ごとに盛り込まれている主な事業についてご説明を申し上げますが、「別紙」をちょっと外れていただきまして、2枚つづりの「第59号議案市町村建設計画[参考資料]」というのがございます。表題は「新市まちづくり計画に係る主な事業（抜粋）」というものでご説明を申し上げます。

少々時間がかかりますが、ご容赦を願いたいと存じます。

それでは、まず、「1 安心して健やかに暮らせるまち【安心健康都市】」でございますが、これは、主に市民生活の安全性を高める計画項目や福祉、健康づくり、スポーツ・レクリエーションなどの計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、「③港湾の整備（白浜港、長谷港など）」といたしておりますが、これは桜島地域における避難港の整備を進めていくものでございます。

「④消防庁舎の整備（松元地域、郡山地域、喜入地域など）」と書いておりますが、これは、松元町及び郡山町に消防分遣隊を新設するとともに、喜入地域の消防拠点の整備を図るものでございます。

その下、「⑤防犯灯の整備の促進」につきましては、町内会等の防犯灯設置や電気料に対する助成を行うとともに、町内会等のはざまにおける必要な箇所については、市で特設防犯灯として設置をしていくものでございます。

続きまして、「⑥地域福祉館の整備」につきましては、老朽化に伴う必要な整備を行うとともに、新設につきましては、地理的状況、人口の集積状況等を踏まえまして、類似施設を含む既存施設の設置状況や利用状況等を勘案する中で整備を検討していくことといたしております。

続きまして、「⑨精神障害者保健福祉交流センター（仮称）の建設」につきましては、精神障害者の社会参加と自立を支援し、精神障害者に対する正しい知識の普及啓発と関係者の情報交換を図るとともに、市民の心の健康を保持・増進するための拠点を整備するものでございます。

続きまして、少し飛びますが、「⑬子育て支援事業の推進」につきましては、専門の相談員による育児についての電話相談をはじめ、乳幼児の医療費助成や乳幼児の健康増進のための母子相談等を実施するものでございます。

その次の「⑭保育所の整備（吉田地域の保育所の統合・新設など）」につきましては、吉田地域の保育所2カ所を統合して改築するなど、保育所施設の整備を行うものでございます。

少し飛びますが、「⑰体育施設等の整備（郡山地域の屋内運動施設の整備など）」につきましては、郡山地域に体育館を建設するとともに、既存の体育施設等についても施設、備品の整備を行い、施設の充実を図るものでございます。

その下の「⑳スポーツ・レクリエーション施設の利用案内・予約システム等によるネットワーク化の推進」につきましては、生涯学習情報システムにおける施設の利用案内・予約システムの拡充を図り、1市5町にある既存のスポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を推進するものでございます。

次に、「2 豊かな心と個性を育むまち【個性創造都市】」でございますが、これは、主に、教育、生涯学習、文化振興、コミュニティの計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、②と③はあわせて申し上げますが、校舎及び屋内運動場の大規模改造、増改築につきましては、建築後の経過年数など施設の状況を踏まえて年次的に整備を進めるものでございます。

その下の「④教育用コンピュータの整備」につきましては、各学校のコンピュータ室の整備を進めるとともに、普通教室や特別教室等にコンピュータを整備し、教育用コンピュータをネットワーク化し、インターネット等を使った多様な学習を推進しようとするものでございます。

1つ飛びますが、「⑥校区公民館の整備」につきましては、校区公民館の未設置の校区につきましては、学校の余裕教室や既存の公民館施設等を活用するとともに、必要な整備について検討を行うものでございます。

その下の「⑦生涯学習関連施設のネットワーク化の推進」につきましては、各地域公民

館の遠隔学習システム関連機器及び生涯学習情報システム関連機器の整備を進めるとともに、生涯学習情報システムの充実を図り、各施設のネットワーク化を推進するものでございます。

1つ飛びまして、「⑨図書館・図書室の整備充実及びネットワーク化の推進」につきましては、図書館・図書室の整備について検討するとともに、図書資料の充実を図り、移動図書館事業や図書館電算システムの更新等により、1市5町の図書館・図書室のネットワーク化を推進するものでございます。

飛びまして、「⑩コミュニティ施設整備の促進」につきましては、町内会、自治公民館等がそのコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等を行う場合に補助金を交付するとともに、建築等に対する融資を行うものでございます。

右の上の方になりますが、「3 人と自然にやさしい快適なまち【快適環境都市】」でありますが、これは、主に環境保全、公園緑地、それから住宅・住環境、生活道路、水道、污水対策等の計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、「①環境学習拠点施設（仮称）の整備」でありますが、これにつきましては、環境保全について理解を深める参加・体験型の環境学習拠点施設を整備するものでございます。

その下の「②リサイクルハウス（仮称）の整備」でありますが、これは、市民が気軽にリサイクルやリユース活動に参加できる場を整備しようとするものでございます。

1つ飛びまして、「④公園緑地の整備」につきましては、都市公園についての必要な整備を行うとともに、各地域の状況に即した公園の規模や配置について、各地域の整備バランスを考慮しながら検討を進めるものでございます。

1つ飛びまして、「⑥市営住宅の建設・建替（大原団地、ラメール中名団地、ガーデンヒルズ松陽台など）」といたしておりますが、これは、建築後35年以上経過した市営住宅のうち、居住性が低下し、老朽の著しい住宅の建て替えを進めるとともに、吉田地域の
大原団地並びに喜入地域の中名地区に市営住宅を建設するほか、松元地域においては、高塚団地の建て替えとして、ガーデンヒルズ松陽台内に市営住宅を整備しようとするものでございます。

1つ飛びまして、「⑧既存集落の活性化のための市営住宅の建設」でありますが、これは、小山田、皆与志、犬迫、錫山、平川、東桜島の6地区におきまして、引き続き市営住宅の建設に取り組むとともに、5町周辺部の特に過疎化の進む地区で、集落の規模や小

学校の状況、高齢化の状況などから判断して、本市の指定既存集落と同様の状況にあり、民間活力による宅地開発が見込めない地区につきまして、本事業に準じた事業を行うことを検討するものでございます。

少し飛びますが、「⑬小型合併処理浄化槽の設置促進」につきましては、公共下水道認可区域外の地域におきまして、小型合併処理浄化槽を住宅または町内会等が所有する集会施設に設置するものに補助金を交付するものでございます。

その下の「⑭衛生処理施設等の整備（喜入地域など）」とございますが、これは、喜入地域の衛生処理場「愛宕園」の施設の補修等を行うとともに、吉田、桜島、松元、郡山地域におきまして、し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集運搬システムを築くために利用する中継施設を順次整備するものでございます。

続きまして、その下、「4 機能的で多彩な交流が拓がるまち【交流拠点都市】」でございますが、これは、主に土地利用、市街地整備、農村地域整備、ウォーターフロント、交通体系、地域情報化等の計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、「①都市計画の策定」につきましては、線引き・地域地区、都市計画区域マスタープラン、都市マスタープランの見直し作業を進めまして、最も早ければ平成19年度に都市計画の見直しを行おうとするものでございます。

その下の「②公共用地の未利用地の有効活用（松元地域の県茶業指導農場跡地など）」につきましては、行政ニーズや市民ニーズ等を踏まえながら、松元地域県茶業指導農場跡地をはじめとする公共用地未利用地の有効活用を検討するものでございます。

その下の「③鹿児島駅周辺地区都市拠点総合整備事業の推進」につきましては、鹿児島駅周辺におきまして、鉄道・運輸機構用地等を活用して都市基盤の整備や高次都市機能等の導入を図り、魅力ある新たな都市拠点を形成しようとするものでございます。

その下の「④谷山駅周辺地区リニューアル整備事業の推進」及びその下、「⑤谷山地区鉄道高架化事業の推進」につきましては、あわせて申し上げますが、谷山駅周辺地区を副都心の核といたしまして、道路、駅前広場等の必要な整備を行うとともに、谷山地区のJR指宿枕崎線の一定区間を連続して高架化し、東西交通の円滑化等を図ろうとするものでございます。

その下の「⑥土地区画整理事業の推進（吉野、原良、宇宿中間、谷山、郡山中央、上谷口）」につきましては、それぞれの地域における区画整理事業を推進しようとするものでございます。

その下の「⑦農村地域における生活環境（道路、集会施設等）の整備」につきましては、県営土地改良事業及び団体営土地改良事業、それから農村振興対策事業を推進するものでございます。

1つ飛びまして、「⑨生見海水浴場の整備検討」につきましては、喜入地域の生見海水浴場の水質の悪化や砂浜の流出等に対応する方策を検討していくものでございます。

その下の「⑩海を生かした新たな観光・レクリエーションの検討」につきましては、南北約46キロにわたりますウォーターフロントを生かして、新たな観光・レクリエーションの創出を検討しようとするものでございます。

「⑮フェリー施設等の整備」につきましては、フェリー事業における保有船舶をバリアフリー適合船に順次切り替えるとともに、フェリー施設の必要な整備を図ろうとするものでございます。

その下の「⑯市民情報ネットワークの充実」につきましては、市役所WANの回線の高度化や機器の整備、公衆端末の更新等を行い、市民情報ネットワークの整備を進めるものでございます。

あけていただきまして、「5 にぎわいと活力あふれるまち【産業活力都市】」でございますが、これは、中心市街地、観光・コンベンション、商業・サービス業等の地域産業、農林水産業の計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、「①中心市街地活性化対策の推進」につきましては、都心部及び谷山地区の中心市街地活性化基本計画に基づきまして、商業等の活性化と市街地の整備改善の両面から中心市街地の活性化を図るものでございます。

1つ飛びまして、「③観光ゾーンの整備充実及び観光ルートの形成・整備」につきましては、自然や温泉等の地域特性を生かした新たな観光の創出などの検討を進め、観光ゾーンの整備充実等を図ろうとするものでございます。

その下、「④グリーンツーリズムの促進」につきましては、新たな魅力としての農業・漁業資源等を生かした観光振興を検討し、「グリーンツーリズム」や「体験型観光」につきまして、その促進を図ろうとするものでございます。

1つ飛ばしまして、「⑥成長産業等の誘致及び創業・ベンチャー企業等の育成支援」につきましては、企業誘致を進めるとともに、今後の成長産業分野等における斬新なアイデアに対する事業化支援や創造的なビジネスに取り組む小規模な企業家に対する育成支援を行うものでございます。

1つ飛びまして、「⑧農業担い手の育成支援」につきましては、新規就農者支援対策や農業担い手育成対策などを推進するものでございます。

その下の「⑨農業用土地基盤整備の推進」につきましては、農道、用排水路、かんがい施設等の整備を行う土地改良事業などを実施するものでございます。

その下の「⑩降灰対策施設の整備」につきましては、降灰地域防災営農対策事業による降灰防止用被覆施設の整備や畑地かんがい施設等の整備を推進するとともに、びわ病虫害防除対策や耐灰性作物の導入促進等を進めるものでございます。

「⑪漁港等の整備」につきましては、桜島地域赤水漁港におきまして、防波堤をはじめとする水産物供給基盤や荷捌施設等の整備を進めるものでございます。

最後に、「6 計画の推進にあたって」でございますが、これは、市政情報・市民参画・地方分権、行財政運営、広域行政の計画項目が盛り込まれております。

主な事業といたしましては、「④行政評価システムの実施」につきましては、成果重視で効率的な行政運営や市民への説明責任の遂行等に資する行政評価システムを実施するものでございます。

「⑥電子市役所の構築」でございますが、これは、地理情報システム、電子調達システム、福祉総合情報システムなどの整備を行いまして、事務事業の効率化や利便性の向上を図るものでございます。

「⑦P F I 導入の推進」につきましては、民間活力を生かした公共施設等の整備を進める一手法でありますP F I 制度の活用を図るものでございます。

続きまして、また先ほどの「別紙」の方に戻っていただきますが、60ページをお願いいたします。

「財政計画」でございます。

財政計画は、新市まちづくり計画に定められました施策を計画的に実施していくため、長期展望に立った財政的裏づけといたしまして、普通会計ベースで策定をいたすものでございます。

普通会計につきましては、右側の「用語解説」のところにもございますが、地方財政統計上、全国で統一的に用いられている会計区分でございまして、一般会計と一部の特別会計を加えたものでございます。交通、病院などの企業会計や国民健康保険事業、介護保険などの特別会計は入らないことになります。

この財政計画の策定に当たりましては、基本的な考え方としましては、今後も健全に財

政運営を行うことを基本といたしまして、まず、合併をしなかった場合の1市5町の10年間の収支見込みを合算したものを作成いたしました。

この10年間の収支見込みに、新市まちづくり計画に盛り込まれております、道路、住宅、学校の整備や土地区画整理事業などの事業を計画的に推進をするための経費や、これまで協議をいただいております各協定項目の調整方針に基づいた行政水準の格差是正等に要する経費を加味するとともに、人件費や物件費の節減分も加味したところでございます。

また、地方交付税によります合併算定替えや臨時的経費に対する財政措置、国・県の合併市町村補助金、同じく合併特例交付金、後年度に70%の交付税措置がございます合併特例債を見込みますとともに、事業所税等の地方税や保育料、それから協定項目の調整方針に基づくものを見込んだところでございます。

合併に伴いますこれらの財政的な増減の要素をすべて含めまして、先ほど申し上げました10年間の収支見込みに反映をさせまして、平成17年度から26年度までの10年間の合計でお示しをいたしましたものが、今、その60ページでございます今回の財政計画となります。

なお、推計に当たりましては、現行の制度を基本として過去の実績や今後の経済見通しなどを参考としたところでございます。

10年間の歳入・歳出の合計が2兆848億7,800万円となっておりますが、真ん中あたりでございますが、歳出の中に積立金がございますが、これは基金への積み立てでございます、一般家庭で申し上げますと貯金に相当し、年度間の財政調整を担っているものでございます。この基金への積立金を194億1,100万円といたしております。つまりこの額が10年間の収支の黒字見込み額でございます、将来の財政負担の軽減を図るなど、後年度の財政運営に資することができるものと考えております。

この結果、平成17年度から26年度までの10年間において、健全財政を堅持する中で、新市まちづくり計画に盛り込まれた事業を実施していくことになります。

最後に、「別紙」資料、62ページ以降に用語の解説を掲載いたしました。これは、この計画が鹿児島市の第四次総合計画を踏まえておりまして、鹿児島市独自の用語を用いている場合がございます。例えば、62ページの下の方、左側に「お達者クラブ」というのがあったり、63ページの下の方、これも左側に「校区公民館」などがございますが、5町の方々にとっては初めてというような面もございますことから、よりわかりやすくするために掲載をしたものでございます。

以上で、新市まちづくり計画についての説明を終わります。

○赤崎議長 どうもご苦労さんでした。

第59号議案「市町村建設計画について」、いわゆる新市まちづくり計画の説明を申し上げましたが、何かご質問なり、ご意見等はございませんでしょうか。

○追立委員 新市まちづくり計画について、きょう初めて提案されたんですが、私どもも合併の方向が決まってからは、喜入町では「市町村建設計画施策等に関する調査表」なるもので勉強いたしております。その中で、きょうまちづくりの計画の説明を受けたところで、まだ具体的に内容の把握はしておりませんが、お尋ねいたします。

本町では、議会はもとより各種団体等から、町総合振興計画に予定してある各事業の実施を強く要請している経過があると思いますが、本町当局より協議の場等で各事業実施の要請があったものをお尋ねいたします。

○川原企画専門部会長 この計画につきましては、各町の振興計画、長期計画がございますから、それらをもとにし、一方で鹿児島市の長期計画を踏まえておりますし、一方では住民の意見の懇話会、そういったものを出し合いながら、各専門部会におきまして協議をして、そしてまとめたものでございます。

○追立委員 協議はされているんですが、段階的それから当分の間というような形の意見なり考え方を聞いているんですが、特に町のメイン事業として、喜入新港、生見海水浴場の整備や複合文化施設、福祉センター等が喜入町の総合振興計画の中で盛られているんですが、この位置づけがどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○川原企画専門部会長 喜入新港の整備につきましては、ご案内のように県が事業主体の事業でございまして、それにつきまして県とも協議した中で、現時点におきましては掲載するのは難しいということをお踏まえながら、今現在載せていないところでございまして、ただ、今お尋ねの生見港につきましては、先ほどご説明しましたようにそういう形の検討というのは、新市でできるものにつきましては検討という形で載せておりますけれども、やはり県が絡む事業等につきましては、そこらにつきましては県と協議した中で出しておりませんが、一方では、新市まちづくり計画の45ページでございまして、けれども、「ウォーターフロント」という項目がございまして、この中で3行目ですか、「その他の港湾についても整備を促進します」ということで、今後、県にも要望し、協議する中で方向づけを出していただければ、促進でございまして、働きかけをしていきたいと考えております。

○追立委員 前向きなそういう形をいただいているんですが、ただ、まちづくり計画というこの中で、生見以外は正式に入っていないものですから。ただ、やっぱり町単独という形では事業計画の中で組み込んである。それからやはり町民もそういうものを期待しながらやっておりますので、県と絡みがあるのは重々わかるんですが、なお、この中でできるだけ実現できるというような方向性が見出せればありがたいかなと思っているんですが、まだ私も中身を検討していませんので、そここのところを再度、今回気がついたところで要望しておきます。

それから、財政計画を今、説明されたんですが、この財政計画は、総体額だけちょっと数字が挙げられたんですが、今後10年間というような形の中で各町への程度の投資額がされているのか。その辺のところは、やはり今後の財政という形では町民も興味を持っているんじゃないかなということがあるので、その内容の明示がされるのかどうかお尋ねいたします。

○大西総務専門部会委員 今、各町ごとの事業費ということでございましたけれども、各町の振興計画等とそれから新しいまちづくり計画の事業とトータルで2兆848億円に上る財政計画をまとめておりますので、建設計画だけであつたらいいんですけども、普通の行政経費、それを含めて財政計画はつくらないといけませんので、この2兆848億円を町ごとに区分するというのは、なかなか困難な面がありますのでご理解いただきたいと思えます。

○追立委員 非常に区分しにくいということなんですが、やはり今までの町の経過とかいう形の中では予測数字という形が出ていますので、そのあたり、おおよその方向性の形だけでも検討いただければなということでお伺いしました。

それで、最後に、私もしましたが、議会で一般質問とかいろいろそういう形の中で出ているんですが、平川から五位野バイパス建設の要請があつたかと思うんですが、この件は本町から鹿児島市への連絡道路として現在も国道226号線1本であるんですが、バイパス道的な道路の建設を切望していますが、この計画が予定されているのか、それともそういうことが議案として出されていないのか。

○米倉建設専門部会委員 ただいまご質問ございました件につきましては、当面、国の方で拡幅整備されております226号の計画を急ぐという中で、また提案されております道路につきましては、今後検討していくという形で整理いたしているところでございます。

○追立委員 226号は国道ということで、指宿地区方面もろもろから要請等をされてい

るんですが、私ども鹿児島市と隣接してしまして、国道は十分使っております。それから鹿児島市民の方々もかなり使って、朝夕の渋滞、こういうのが国道に見られる。

しかしながら、今までは各行政単位ということで、鹿児島市と隣接する農道、生活道、こういうところが平川のところで1本だけというような実情があるものですから、やはりこれからは生活道、農道、こういうような形の中では山手の方に市道、こういうようなものもやはり計画されるべきではなかろうかなと思うんですが、そういうものも、今回持ち帰りになっていますので十分私どもも検討させていただきたいと思うんですが、そういうものがこの中に急々に出てきているものですから、盛り込まれているかどうかちょっと確認をしておきたかったものですから。

○米倉建設専門部会委員　ご提案ありました件につきましては、市道の新設改良、生活道路の中で対応するという形で計画をいたしているところでございます。

○赤崎議長　追立委員、建設計画あるいは道路計画、港湾計画、それぞれ全部具体的な名前を挙げると、挙がっていなかったところはもう将来できないということになりますので、挙がっていなかったところも「など」の中に入れて、そしてその時点その時点で、あるいは新市が発足した後に必要だと、先ほど話のあったまちづくり会議なりそういうところ出てきたものは、必要なものは拾い上げていくとそういうスタンスをとっておりますから、むしろ特に国との合併対策債の利用とか、そういうもの等においても融通のきくやり方をやろうと、その方がいいんじゃないかと、財政計画なり建設計画、そういうのが1つあります。

それから、どの事業が幾らかというのは、5町から出された計画は、5町のそれぞれの財政の状況を踏まえるとやや控え目というかそういうのがありますので、そういうのは、せっかく新市に合併をした以上は、新市の財政力というものを使って5町が今まで計画された以上のものをやっぱりつくっていく。別の言い方からすると、鹿児島市の公共施設なり都市施設なりというのは、失礼ですけれども、5町よりはレベルが高い。合併した以上は、5町を鹿児島市の都市施設なり公共施設のレベルまで上げるのが私は合併なんだと、先ほど来「一体化、一体化」と言うけれども、それを低い方じゃなくて高い方に引き上げて一体化をしていくというのが基本的なスタンスだということで、建設計画も財政計画もそういうことでつくられておりますし、今、追立委員がおっしゃった1つ1つは出ておりませんが、基本的な考え方はそういうことでやっていきたいというふうに考えております。

ほかは何かございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

それでは、新市まちづくり計画、いわゆる従来の市町村建設計画、大変大事な議案でございますし、今も喜入町の追立委員の方からも質問がございまして、いろいろ関心もあられることでもありますので、本日は提案のみを行いまして、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討をしてきていただいて、次回で決定をいたしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、本日予定をいたしました議事についての審議は終わりました。

△その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第の4、その他に入ります。

まず最初に、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回の第10回鹿児島地区合併協議会につきましては、各市町での12月議会の日程、あるいは国の来年度予算編成への対応など、もろもろの公的行事等が予定をされておまして、なかなか現時点で流動的な要素もございます。

しかし、私どもといたしましては、12月下旬ぐらいに開催するめどで調整を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、正式な開催日時、場所につきましては、可能な限り速やかに決定をしてまいりたいと考えております。

また、決定をいたしましたら、直ちに文書で各委員の皆様方にお知らせをいたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 第10回の合併協議会、次期合併協議会の開催についての説明がございました。とりわけ日時についての現状の説明がございました。

○追立委員 確認いたしますが、今、12月下旬と聞こえたんですが、12月下旬。

○成清事務局長 第10回につきましては、12月下旬に開催するめどで調整を進めてまいりたいと考えております。

○追立委員 私が懸念するのは、今、こういう新市のまちづくり、これまでの経過なり、それから方向性が見出せて、議会に諮ってという形じゃないかなと思っていたんですよね。

なぜかという、このスケジュールを見ると、12月議会で各町検討をして合併の方向性を出すと。それで、1月か2月には調印というスケジュール表があるものですから、そうすると12月下旬というのはどういう流れになるのか。11月下旬じゃないかなというふうな気がしたものですから、再度お尋ねいたします。

○成清事務局長 次回の第10回合併協議会の日時が12月下旬ということでございまして、月1回というようなペースで申し上げますと、11月の下旬というようなことになろうかと思いますが、各市町の議会日程、国の来年度予算への対応、それからほかにもまた11月下旬にもいろいろ公的行事等がございます。したがって、私ども事務局としまして、第10回の日程を検討するに当たりまして、もろもろの要素を検討いたしましたが、11月での開催というのはなかなか無理な状況でございます。

したがって、12月の下旬に第10回を開催するめどで調整してまいりたいと、このように考えております。

○赤崎議長 今、得ている情報から見ると、1市5町のまず議会日程等から考えると、最大公約数はやっぱり12月の下旬にならないと得にくいんじゃないかなというのが1つあるんです。

それからもう1つは、12月下旬も年末ぎりぎりは困りますから、できれば下旬の早い時期が望ましいなど。それから国の予算の政府原案の内示がいつあるのか。それについての対応、私自身がちょっとしなくてはならない全国的な立場にありますので、それも1つの日程の中に入れなくてはいけない。そういうもの等をもろもろ考慮して、全委員の皆様方が出席をしていただける日程を探りたいということです。

それで、追立委員がおっしゃった今後の調印とかそういうもののスケジュールから見て、11月でなくて12月の下旬で間に合うんですかという心配も1つはさせていただいておる。それについての考え方を答えないとはいけない。

○成清事務局長 スケジュールにつきましては、全体スケジュールを冒頭この協議会でも申し上げたところで、それでは来年早々に調印というような考え方をいたしております。

したがって、12月の下旬に第10回を開催をいたしまして、そのときに予定では

協定書の調印等の新たな議案というのも出てまいります、12月下旬に、ただいま第9回で提案いたしました市町村建設計画、敬老パス等の議案、これらを予定どおり決定をしていただきますと、当初に予定をした来年早々の調印ということもスケジュールどおりにいけるといふふうに考えております。

○追立委員 私は、合併というのは、やっぱり大きく言わせていただければ、私は喜入町ですから、喜入町の存亡をかけた中なんです、住民説明もしなきゃいけないんですよ。

そういう中で、建設計画の議案が今回出された、この回答が12月下旬。それで議会は、私どもが思っていたのは、この案が12月議会に出されて、承認されて、大同小異ですから、全然問題ないとは言いませんが、問題なしということで議会で承認して、それから調印というふうな動き、こういうふうに思っているんですが、今、お話をお伺いしますと、12月にこの方向をして、私ども議会に諮らないで調印式をしなきゃいけないのか。臨時議会を開かなきゃいけないのか。

○成清事務局長 これは、市町村建設計画を合併協議会、本日提案をいたしまして、合併協議会の委員として次回、第10回までにいろいろご検討いただいて確認をいただく。

今、追立委員が申されておるのは、廃置分合議案のことではないかというふうに考えておりますが、当然、廃置分合議案については、もろもろの合併協議会ですべてのものが決定をした後に、廃置分合議案をそれぞれの1市5町議会に提案することになるわけでございますので、議会意思を省いてと、そういうことには決してならないわけでございます。

○赤崎議長 廃置分合議案、議会の議決をもらうのは何月ごろを今のところ予定しているんですか。

○成清事務局長 私どもの予定では、今、2月ぐらいを考えているところでございます。

もう少し申し上げますと、合併協議会に議案として提案をしたものは、それぞれ1市5町持ち帰って、議会あるいは住民懇話会、こういったところで説明をし、論議をされていくわけでございます。したがって、本日提案をいたしましたこの市町村建設計画案につきましても、持ち帰っていただいて喜入町の特別委員会等で論議をしていただく、そしてまた次回の第10回合併協議会に臨んでいただく、こういうことでございます。

○赤崎議長 だから、ある意味では、市町村建設計画を各町の意見をまとめていただく。議会の意見も聞ける。特別委員会の意見も聞ける。住民の意見もお聞きになる。そういうのにはむしろここでやっぱり時間をかけた方がいいのではないかという考え方もあると思いますね。

だから、12月議会でこの議決を得るべきことでもないわけで、その間にいろいろ議会の中でも特別委員会を開いたり、あるいは正副議長と協議をされたりというようなやり方をやりながら、手続きを経ながらやっていただければいいのじゃないのかなあとと思いますが。

ご理解いただけましたか。追立委員、よろしいですか。

○追立委員 はい、わかりました。

○赤崎議長 そういうことで、ぜひひとつお互いにその間よく検討をすることといたしましょう。

それでは、きょうのところは、第10回は一応12月の下旬ということで、一応の目安をお示しをしたところでございますが、事務局も申しあげましたように、年末、皆様方それぞれまた個人としてのいろいろなご用件もおありでしょうから、できるだけ早い時期にご通知を申しあげて確定をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと存じます。

また、先ほど来申し上げますように、敬老パスという住民にとって非常に関心のある議案もございます。市町村建設計画という、合併についても最も大きな柱になる議案でもありますので、次回第10回はぜひひとつ万障繰り合わせてご出席を賜りたいと存じます。

以上で終わりましたが、事務局はいいですか。

○黒木事務局次長 1点だけお願いをさせていただきます。

毎回同様のお願いをいたしておりますが、本日お配りいたしました資料のうち議案関係資料につきましては、次回の協議会にはそれぞれご持参いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 そういうことでお願いを申し上げます。

委員の皆様方もよろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

△閉 会

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、以上をもちまして、本日の第9回鹿兒島地区合併協議会、これで終わらせていただきます。

3時間近い会議時間でございますし、また、大事な議案をそれぞれ慎重に、またいろ

いろいろご意見をいただきながら会議を進めさせていただきまして、それぞれお疲れになったことと思いますが、大変意義ある第9回の合併協議会であったことを心から感謝を申し上げて、本日の会議を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

午後4時55分閉会